【規程番号　行法Ⅻ－002】

行吉学園駐車場等の管理に関する基準

（目　的）

第１条　この基準は、良好な教育環境の保持及び教職員、学生の安全確保を図るため、行吉学園（以下「学園」という。）敷地内に設置する駐車場、駐輪場及び駐車・駐輪スペース（以下「駐車場等」という。）の管理及び使用について、必要な事項を定める。

（管理の原則）

第２条　駐車場等管理者（以下「管理者」という。）は、常に前条に定める目的に沿って駐車場等の管理にあたり、教育研究活動をはじめ諸活動の妨げにならないよう努めなければならない。

（使用の原則）

第３条　教職員は、管理者の許可なくして駐車場等に自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車等（以下「自動車等」という。）を、駐車又は駐輪してはならない。

２　管理者は、駐車場等の使用の許可にあたっては、公用車、緊急車両、来客者車両（非常勤講師を含む。）の駐車を優先し、事前に所要のスペースを確保しなければならない。

３　管理者は、前項のスペースを決定し、教職員及び関係者に周知するものとする。

（教職員の使用）

第４条　教職員で駐車場等を使用できる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 行吉学園自動車等通勤規程（以下「自動車等通勤規程」という。）に基づき自動車等を使用する通勤を認められた者

(2) 教職員が特別な理由により特定の日に自動車等の使用を申出て許可を得た者

（使用の許可）

第５条　前条第１号に該当する者は、自動車等通勤規程に基づき交付された自動車等通勤許可書を管理者に提示し、使用の許可を得るものとする。

２　前条第２号により使用を希望する者は、管理者に使用の理由及び使用の日を届出て許可を得るものとし、届出の方法は管理者の定めるところによるものとする。

３　使用の許可を得た者は、駐車場等の使用場所について管理者の指示に従わなければならない。

４　管理者は、駐車場等の使用を許可した場合は、前条第１号に該当する者にあっては駐車場等使用許可証（別紙様式１）（以下「使用許可証」という。）を、前条第２号に該当する者にあっては駐車場等一時使用許可証（別紙様式 2）（以下「一時使用許可証」という。）を交付する。

（使用許可の取消）

第６条　駐車場等の使用許可を得た者が第４条各号に規定する事項に該当しなくなったときは、速やかに管理者に届出るとともに、使用許可証及び一時使用許可証を返還しなければならない。

２　管理者は、駐車場等の使用を許可した者が善良な使用を怠り、是正を指示してもなお改めない場合は、使用許可を取消すことができる。

但し、第４条第１号に該当し使用を許可した者の取消しについては、事前に理事長と協議しなければならない

（責任の所在）

第７条　駐車場等の使用許可を得た者が、学園内に駐車中に発生した破損及び盗難等による損害については、自己の責任において対応することとし学園は関与しない。

（管理者）

第８条　この基準に定める管理者は、各キャンパスは総務企画部長、認定こども園は園長とする。

（基準の改廃）

第９条　この基準の改廃は、常任理事会の意見を聞き理事長が行う。

附　則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この基準は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

（様式　第１号）

駐車場等使用許可証（第４条第１号関係）

〇〇第〇〇号

〇〇キャンパス駐車場等使用許可証

下記自動車等は、行吉学園自動車等通勤規程に基づく通勤許可により〇〇キャンパス

駐車場等の使用を許可したことを証する。

（種　　類）　１　自動車　　２　自動二輪車(原動機付自転車)　　３　自転車等

（登録番号）

（許可期間）　平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

〇〇キャンパス駐車場等管理者

総務企画部長

（様式第２号）

駐車場等一時使用許可証（第４条第２項関係）

〇〇第〇〇号

〇〇キャンパス駐車場等

一 時 使 用 許 可 証

〇〇キャンパス駐車場等管理者

総務企画部長